市役所から地球の温暖化を防ぎます

「枕崎市等地球温暖化防止活動実行計画」を策定

二酸化炭素など温室効果ガスに起因する地球温暖化は、異常気象や海面上昇など私たちの生活に深刻な影響をもたらしつつあります。

このため、１９９７年に開催された地球温暖化防止京都会議で温室効果ガスの削減を定めた「京都議定書」が取り交わされました。

これを受けて国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を公布し、各地方公共団体においても事務・事業に関し温室効果ガス排出抑制等に向けた計画を策定し、公表することが義務付けられました。

そこで、まず市役所などから取り組もうと、枕崎市・枕崎地区消防組合・枕崎地区衛生管理組合では、今年1月に「枕崎市等地球温暖化防止活動実行計画」を策定し、平成12年度を基準年度として、平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間とし、国と同様6％削減を目標に今年4月からすべての事務や事業について環境に配慮した行動を実践しているところです。

■市役所等で取り組んでいる温暖化防止とは

地方公共団体での取り組みについては、ある程度統一された行動目標があり物品や自動車購入、庁舎管理、公共工事ごとにそれぞれ行動目標を立て、更に具体的に取り組む活動内容が細かく決められています。

具体的な目標は？

①物品購入やＯＡ機器リース等に関する目標

- 紙製品の購入（古紙配分率を70％まで高める）
- 事務用品の購入（環境負荷が少ない製品の購入率を80％まで高める）
- 事務機器・電気製品の購入（環境負荷が少ない製品の購入率を80％まで高める）

②自動車の購入に関する目標

- 低公害車などの計画的導入（低公害・低燃費車の購入を目指す）
- 公用車の利用合理化（燃料の節約・共同利用を目指す）
- 自動車利用の自粛（燃料の節約を目指す）

③庁舎、施設の管理に関する目標

- 紙類の使用（基準年度比20％の削減をする）
- 省エネルギーの推進（基準年度比5％の削減をする）
- 水道水の節水（基準年度比5％の削減をする）
- ごみの減量化、リサイクルの推進（再生資源を推進する）
- 化学物質の適正管理及び処理（特定フロンなどは、適切な回収・処理を行う）
- 緑化、美化の推進（公共施設の緑化推進で冷房費等の節約を図る）

④土木・建築等公共工事に関する目標

- 事業の構想、計画段階からの環境保全への配慮（環境負荷低減を図る工事計画・設計の徹底）
- 再生品などの利用（廃棄物の削減と再生資源の有効利用）
- 使用材の制限（環境負荷低減を図る工事計画・設計の徹底、廃棄物の削減と再生資源の有効利用）
- 省エネ設備の推進（環境負荷低減を図る工事計画・設計の徹底）
- 再利用、合理化の推進（廃棄物の削減と再生資源の有効利用）
- クリーンエネルギーの利用（環境負荷低減を図る工事計画・設計の徹底）
- 燃料の抑制（環境負荷低減を図る工事計画・設計の徹底）
- 建設廃棄物の適正処理（環境負荷低減を図る工事計画・設計の徹底、廃棄物の削減と再生資源の有効利用）

推進・点検体制

実行計画を円滑に推進していくためには、しっかりした推進体制が大切です。職場ごとに率先して推進を図る実行計画管理者、データを取りまとめて報告する実行計画担当者、実行計画担当者を補佐する実行計画推進者を決めて十分な推進・点検体制を設けて取り組んでいます。

１年間の目標達成率を年度当初に市広報紙を通じて公表する予定です。

■市民一人ひとりが身近な取り組みを

地球温暖化による環境への影響は、予断を許さない状況にあります。少しでも効果を上げるには、地球温暖化防止に向けた身近な取り組みをできるだけ多くの人が行っていくことが大切です。それにはまず、日常生活の様々な面で節約を行うことが第一歩だと思います。市民の皆様のご協力をお願いします。

◎問合せ
環境生活課環境整備係
TEL７２-１１１１内線３２７

枕崎市社会福祉協議会福祉給食サービス事業にかかる不正流用問題について報告します

枕崎市社会福祉協議会の福祉給食サービス事業をめぐり食材納入業者に材料費を水増し請求させ、備品購入などに流用していた問題について調査結果をご報告申し上げます。まず市民の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを市としても心からお詫び申し上げます。

市では、助役を委員長に課長等による8名の委員により調査委員会を設置し、4月4日から5月25日まで計8回委員会を開催いたしました。並行して関係者の聴取り調査や帳簿書類などの検証を実施しました。対象者は、平成3年4月1日から平成18年3月末までの福祉給食サービス事業にたずさわった退職者を含めた24名の市職員、社会福祉協議会の職員及び給食パート職員20名、更には社協の納入業者19業者について、個別の聴取り調査を行いました。また、福祉給食サービス事業に関係する納入一覧表や伝票、通帳等の証拠書類の検証を行いました。

水増し請求の事実については、関係者の証言及び関係書類等の確認を行った結果、平成6年10月から平成16年3月まで、一時期を除き実施していたことを確認しました。水増しについては10万円が94回、20万円が1回の計95回、総額９６０万円に及びました。その方法については、一月分の賄材料費の請求額に水増し分を上乗せした金額を業者に請求させ、振り込まれた金額のうち水増し分を後日社協に届けさせていました。

水増し請求を行った理由については、給食事業に係る機材・備品購入の必要があったが、そのための予算の確保ができなかったためとのことでありました。市の調査では、９６０万円のうち6，９７７，９００円については、福祉給食事業に係る和室プレハブをはじめ、車止めや白線、パソコン、軽自動車等の購入費用として流用したとのことであります。しかし、領収書等の証拠書類はほとんど残っておらず、具体的な確認は不可能な状況でありました。残りの2，６２２，１００円については、使途が明らかでなく調査不能でした。この使途不明金については、社協において、本人に弁償させるとのことであります。

この件についての市職員の関与・指示については、一切なく、社協の前事務局長が独断で考え実行されたものであります。

なお、社会福祉協議会でも独自の調査委員会を設置し、5月25日にその調査結果の報告が市になされましたが、市の調査結果との疑義はありませんでした。

今回の問題につきましては、基本的には社会福祉協議会の問題であるとはいえ、業務委託元である市としましても重く受けとめております。社会福祉協議会が一日も早く本来の活動ができるように、更に連携をとりながら、今回の問題の経緯を細かく分析し、チェック体制の強化をはじめ再発防止に努めてまいります。

なお、市としましては、6月28日付で、社会福祉協議会に対し、適正な事業推進を図るための指導通知を行いました。